

～マイナ保険証・入院したときの自己負担限度額について～

◆ 高額療養費の手続きが楽になります

「高額療養費」とは、保険診療で支払った医療費の自己負担額が、暦月（月の初めから終わりまで）ごとに定められた限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

これまで窓口での支払い金額を限度額に留めるために、事前に「限度額適用認定証」の申請が必要でしたが、**マイナ保険証の提示だけで窓口でのお支払いが自己負担限度額までになります。**

※ 顔認証つきカードリーダーを外来受付に設置していますので、毎月ご提示をお願いします。

◆ 70歳未満の高額療養費

所得区分	自己負担限度額	多数該当 ※
区分 ア：年収約1,160万円～ 健保：標準報酬月額83万円以上　国保：年間所得901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1%	140,100円
区分 イ：年収約770万円～1,160万円 健保：標準報酬月額53万円～79万円　国保：年間所得600万円～901万円	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1%	93,000円
区分 ウ：年収約370万円～770万円 健保：標準報酬月額28万円～50万円　国保：年間所得210万円～600万円	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1%	44,400円
区分 エ：年収～約370万円 健保：標準報酬月額26万円以下　国保：年間所得210万円以下	57,600円	44,400円
区分 オ 市区町村民税非課税	35,400円	24,600円

◆ 70歳以上の高額療養費

適用区分	自己負担限度額	多数該当 ※
現役並み	区分 Ⅲ：年収約1160万円～ 標準報酬月額83万円以上／課税所得690万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1%
	区分 Ⅱ：年収約770万円～1160万円 標準報酬月額53万円以上／課税所得380万円以上	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1%
	区分 Ⅰ：年収約370万円～770万円 標準報酬月額28万円以上／課税所得145万円以上	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1%
一般	年収約156万円～370万円 標準報酬月額26万円以下／課税所得145万円未満	57,600円
低所得	区分 Ⅱ：住民税非課税	24,600円
	区分 Ⅰ：住民税非課税／所得が一定以下	15,000円

※ 多数該当：直近12ヶ月のうちに3回以上自己負担限度額まで支払った場合の4回目以降の自己負担限度額